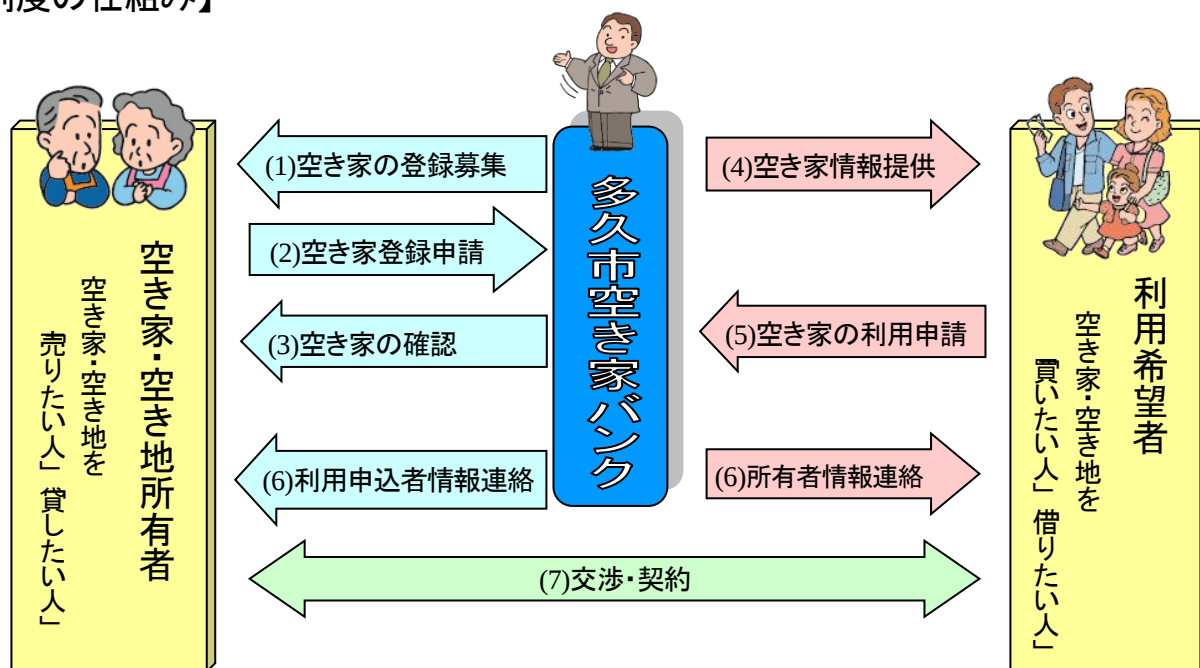


【制度の仕組み】



空き家・空き地の募集

(1)市が空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人を、市報やホームページ等で募集します。

空き家・空き地の登録

(2)空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人は、必要事項を申込書に記入の上、市に登録申請をします。

(3)市は、申請された物件について現地調査を行います。(物件の状態によっては登録できない場合があります。)

利用希望者の募集

(4)物件の内容を台帳に登録し、ホームページ等で情報発信します。

(5)登録された物件の利用希望者は、必要事項を申込書に記入の上、市に利用申請をします。

情報の伝達・契約交渉

(6)市は、利用申込みがあった物件の所有者に対して利用申込者の情報を、利用申込者に対しては物件の所有者の情報をそれぞれ提供します。

(7)その後は、当事者間での交渉、契約を行ってもらいます。

※ 市では、定住促進事業の一環として、空き家情報の提供を行っているものであり、不動産の斡旋や仲介をするものではありません。そのため、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては、仲介行為は行いません。所有者と利用希望者の両者間の契約等に関する問題については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

お問い合わせ

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1

多久市役所 環境課 空き家・空き地対策係

TEL 0952-75-8440 FAX 0952-75-2757